

## 7 外国人

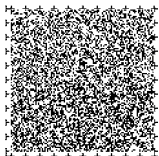
外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされるという事案が発生しています。文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

今日、我が国に入国する外国人は増加しており、平成29年には約2,743万人(再入国者を含む。)で、過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

法務省の人権擁護機関では、6言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」及び2言語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置するとともに、全国の法務局・地方法務局において、「外国人のための人権相談所」を開設し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じるほか、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めていたこと等から、平成28年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねないことから、

法務省の人権擁護機関では、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、こうしたヘイトスピーチがあってはならないということを理解しやすい形で表した啓発活動等に取り組んでいます。



ポスター  
「通じなかったのは言葉じゃなくて、心で。」



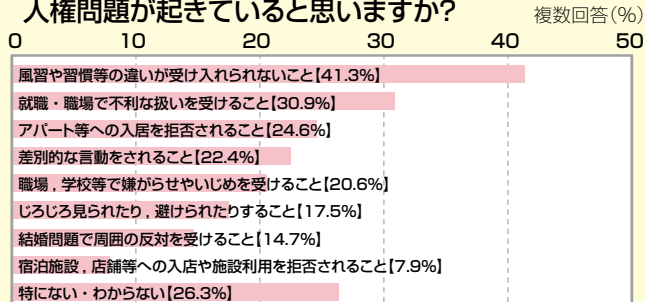
啓発ビデオ  
「外国人と人権 違いを認め、共に生きる」



ポスター「ヘイトスピーチ許さない。」

啓発冊子  
「私たちの身近にある  
ヘイトスピーチ」

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から  
日本に居住している外国人に関し、現在、どのような  
人権問題が起きていると思いますか?



資料 外国人のための人権相談所

(Human Rights Counseling Centers for Foreigners)

全国の法務局・地方法務局では、日本語を自由に話すことができない方のために、通訳を介して面談による人権相談に応じています。

対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

対応言語 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語及びベトナム語

また、法務局・地方法務局の窓口以外でも、以下のとおり定期的に人権相談所を開設しています。

| 所在地 | 開設場所                                     | 受付日時                               | 対応言語                             | お問合せ先                            |
|-----|--|------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 福岡市 | アクロス福岡3階こさくいひろば<br>福岡市中央区天神 1-1-1        | 毎月 第2土曜日<br>13:00 ~ 16:00          | 英語                               | 福岡法務局<br>人権擁護部<br>092(739)4151   |
| 高松市 | アイバル香川<br>(香川国際交流会館)会議室<br>高松市番町 1-11-63 | 毎月 第3金曜日<br>13:00 ~ 15:00<br>(予約制) | 英語、中国語、ハ<br>ングル、スペイン<br>語、ポルトガル語 | 高松法務局<br>人権擁護部<br>087(821)7850   |
| 松山市 | 愛媛県国際交流センター<br>松山市道後一萬 1-1               | 毎月 第4木曜日<br>13:30 ~ 15:30          | 英語                               | 松山地方法務局<br>人権擁護課<br>089(932)0888 |

外国語人権相談ダイヤル(全国共通) (Foreign-language Human Rights Hotline)

☎0570-090911 (平日9:00~17:00)

(英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の6言語に対応)

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

外国語インターネット人権相談受付窓口(Human rights counseling services on the Internet)

英語・中国語での人権相談に応じるため、英語版と中国語版のインターネット人権相談受付窓口を設置しています。

この窓口によって、全国どこからでも人権相談をお受けすることができます。

英語(English) [https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_AD/0101\\_en.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html)

中国語(Chinese) [https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_AD/0101\\_zh.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html)

